

岐阜県公報

第二千九百六十三号
平成三十年七月十三日

(金曜日)

目次

訓令 甲

岐阜県土整備部所管用地事務取扱規程の一部を改正する

訓令

公 示

落札者等に関する公示

平成三十年度採石業務管理者試験の実施

土地改良事業の工事の完了

公共測量の実施

(用 地 課) 四五^ハ五

(情報企画課) 四五^七七

(商工政策課) 四五^七七

(農地整備課) 四五^八八

(用 地 課) 四五^九九

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十二号

県土整備部各課
県土整備部各現地機関

岐阜県土整備部所管用地事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年七月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県土整備部所管用地事務取扱規程の一部を改正する訓令

岐阜県土整備部所管用地事務取扱規程(昭和四十五年岐阜県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「は握等」を「把握等」に改め、同条第一項中「行ない」を「行い」に、「は握して」を「把握して」に改め、同条第二項中「は握した」を「把握した」に、「行ない」を「行い」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に、「すみやか」を「速やか」に改める。

第五条中「行ない、用地杭」を「行い、用地杭」に、「区域が変更される」を「区域を変更する」に、「ないよう」を「ないよう」に改める。

第六条第二項中「は握し」を「把握し」に改める。

第七条第一項中「起工決定があつた後三月以内」を「完成期限等を見込んだ適切な時期」に改め、同項ただし書中「各号の」を「各号のいずれか」に改め、「において」を削り、同条第二項ただし書中「各号の」を「各号のいずれか」に改め、「において」を削る。

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日)に当たる
ときは翌日

平成三十年七月十三日

第十一条中「すべてに」を「いずれにも」に改め、同条第二号中「当該年度内に」を削る。

第十二条中「行なおう」を「行おう」に、「得られるように」を「得られるよう」に改める。

第十三条第一項中「行なおう」を「行おう」に、「行ない」を「行い」に、「は握し」を「把握し」に改め、同条第二項中「行なおう」を「行おう」に、「得られるように」を「得られるよう」に改め、同条第三項中「するにあつて」を「行つに当たつて」に改め、同条第四項中「する」を「行つ」に改め、「(宅地以外の地目の土地にあつては残地補償の必要があると認められる残地に限る。)」を削り、同条第五項中「調査する」を「調査を行う」に、「は握する」を「把握する」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、地積測量図における残地の表示を省略して分筆の登記の申請をすることができる場合は、事務所長は、残地を除いて実測平面図を作成することができる。

第十四条中「署名押印」の下に「(法人にあつては、記名押印。以下同じ。)」を加える。

第十五条第二項中「補償金額を変更するときも、同様」を「ただし、一の工事施工箇所を必要に応じ分割して作成することもできるもの」に改め、同条に次の一項を加える。

3 事務所長は、前項の規定により作成した用地費・補償費調書に変更の必要が生じたときは、その都度変更理由を明らかにした上で、用地費・補償費調書を変更するものとする。

第十六条第一項中「表上欄」を「表の上欄」に改め、同条第二項中「次の表」を「次の表の下欄」に改め、同項の表土木事務所の中「所長」の下に「副所長」を加え、「及び用地担当の上席の事務職員」を「、用地係長その他所長が必要と認める者」に改め、同表長良川上流河川開発工事事務所の項及び宮川上流河川開発工事事務所の項中「及び管理調整担当の上席の事務職員」を「その他所長が必要と認める者」に改める。

第十九条中「第十六条」を「第十六条第一項」に改め、「おいて」の下に「土地等」を加える。

第二十条中「いない」の下に「土地等」を加え、「行なう」を「行つ」に改める。

第二十一条中「認められる」を「認める」に改める。

第二十二条中「記名押印」を「署名押印」に、「認められる」を「認める」に改める。

第二十七条及び第二十八条を次のように改める。

(検査)

第二十七条 事務所長は、土地等の取得等に関する契約に基づき土地等の権利者が行うべき給付の完了を確認する場合においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十四条の二第一項の規定により必要な検査をし、又はその職員に必要な検査をさせなければならない。

(補償金の支払)

第二十八条 事務所長は、補償金を支払うとき(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十三号第四号又は岐阜県会計規則(昭和三十三年岐阜県規則第十九号)第四十四条の四第三号の規定により前金払をする場合を除く。)は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 前条の検査が完了していること。
二 第二十四条の規定により条件を明示した契約にあつては、当該条件が満たされていること。

三 所有権移転の登記を必要とする契約にあつては、登記済であること。

2 事務所長は、補償金を支払うとき(地方自治法施行令第六十三号第四号又は岐阜県会計規則第四十四条の四第三号の規定により前金払をする場合に限る。)は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 前項第二号に掲げる事項
二 所有権移転の登記を必要とする契約にあつては、登記の嘱託に必要な書類の提出があつたこと。

第三十二条第一項中「土地等の取得等」を「、土地等の取得等」に改め、同条第二項を削る。

附則

この訓令は、平成三十年八月一日から施行する。

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成三十年七月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 電子メール等グループウェアシステムの構築及び賃貸借・運用保守業務委託 一式
 - 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
 - 3 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当
 - 4 契約の相手方を決定した日 平成30年5月9日
 - 5 契約相手方の住所及び氏名 東京都港区西新橋一丁目3番1号
日立キャピタル・日立製作所・岐阜県グループウェアシステム業務共同事業体
日立キャピタル株式会社
執行役 安栄香純
 - 6 契約金額 470,880,000円
 - 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
 - (1) 部署の名称 岐阜県総務部情報企画課情報システム係
 - (2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号
- 平成三十年度採石業務管理者試験の実施
- 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により採石業務管理者試験を次のとおり実施しますので、採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）第八条の七の規定により公示します。
- 平成三十年七月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験期日及び時間

平成三十年十月十二日（金）午前十時から正午まで（二二〇分）

二 試験場所

岐阜市藪田南二丁目一番二二号 岐阜県水産会館一階大会議室

三 試験科目

1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

2 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項）

四 受験手続

1 申込用紙の配布

受験願書の用紙は、岐阜県商工労働部商工政策課、同部岐阜地域産業労働室及び各県事務所配布します。

郵送を希望する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験受験願書請求」と朱書きして、八十二円分の切手（二部又は三部を希望する場合は、九十二円分の切手）を貼った宛先明記の返信用封筒（定形郵便物の封筒）を同封の上、〒五 八五七 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県商工労働部商工政策課に請求してください。

2 申込方法

受験願書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、岐阜県商工労働部商工政策課に提出してください。

- (一) 写真 手札形（おおむね縦十二センチメートル、横八センチメートル）とし、受験願書提出前六月以内に撮影した無帽、正面上半身像でその裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとします。
- (二) 受験票（用紙は、受験願書と同時に配布します。）

3 申込受付期間

平成三十年九月三日（月）から同月十八日（火）までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

郵送による場合は、「書留」又は「簡易書留」とし、封筒の表に「採石業務管理者試験受験願書在中」と朱書きして、〒五 八五七 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県商工労働部商工政策課に送付してください。平成三十年九月十八日

五 受験手数料

(火)までの消印のあるものに限り受け付けます。
手数料は、八千円とし、これに相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付けてください(消印しないこと)。
なお、受験手数料は、申込みが受理された後は、返還しません。

六 合格者の発表

平成三十年十一月上旬(予定)。試験に合格した者の受験番号を岐阜県公報及び岐阜県庁ホームページに掲載するとともに、岐阜県庁掲示板に掲示します。また、合格者本人に合格証を交付します。なお、不合格者に対しても、その旨を通知します。

七 試験結果の提供

平成三十年度採石業務管理者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

採石業務管理者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合否発表の日から一月間

3 提供する場所

県庁個人情報総合窓口(県庁二階)及び各県事務所特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

八 その他

試験について不明な点は、岐阜県商工労働部商工政策課総政係(電話 五八 二七二 八三三九(直通))に問い合わせてください。

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の三第三項の規定により公示する。

平成三十年七月十三日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
中山間地域総合整備事業	かみいしづ地区 (農業用排水施設整備)	平成二八・五・二〇
	かみいしづ地区 (農道整備)	平成二七・二・二七

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の三第三項の規定により公示する。

平成三十年七月十三日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
ため池等整備事業	中津川2期地区 (上之平2号ため池)	平成二九・二・二二

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の三第三項の規定により公示する。

平成三十年七月十三日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
ため池等整備事業	恵那地区	平成二九・三・二二

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の第三項の規定により公示する。

平成三十年七月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
ため池等整備事業	二軒屋地区	平成二九・三・二二

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の第三項の規定により公示する。

平成三十年七月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
ため池等整備事業	可茂北部2期地区	平成三〇・四・二六

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により東海防衛支局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年七月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

東海防衛支局

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成三十年七月九日から

同 年九月二十八日まで

四 作業地域

各務原市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年七月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成三十年七月三日から

平成三十一年三月二十二日まで

四 作業地域

下呂市

平成三十年七月十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社